

宜 基 渉 第 65 号
令和 2 年 10 月 8 日

外務大臣
茂木 敏充 殿

宜野湾市長 松川 正則

普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還及び速やかな運用停止の実現並びに
基地跡地利用の推進について（要請）

貴職におかれましては、本市はもとより沖縄県における基地問題解決に向け、ご尽力されていることに敬意を表します。

本市における過重な基地負担は、普天間飛行場の全面返還合意から 24 年が経過する今なお解消されておらず、今年度におきましても、夜間騒音をはじめ、外来機の相次ぐ飛来に伴う騒音被害を訴える市民からの切実な声が 9 月末現在で 310 件寄せられております。

さらに本年 4 月には普天間飛行場から PFOS を含む大量の泡消火剤が基地の外へ漏出し、泡が市街地を飛散するなど、市民生活に大きな影響を与えており、市民は常に不安を抱えながら生活を送っております。

このような状況の中、普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会につきましては、推進会議が昨年 4 月、作業部会が 9 月に開催されたところであり、引き続き普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還と市民が目に見える形での負担軽減の実現に向け、これまで以上の取り組みが必要であります。

その一方で、西普天間住宅地区跡地においては、事業が着実に進んでおり、基地跡地利用の推進は、過重な基地負担を強いられてきた市民に向け、明るい未来を提示するものであり、国・沖縄県・宜野湾市が力をあわせてより一層進めていく必要があるものと認識しております。

つきましては、市民の生命・財産を守り、未来あるまちづくりを進める宜野湾市長として、下記のとおり強く要請いたします。

記

- 一. 普天間飛行場における泡消火剤漏出事故について、同様な事案が二度と起こらないよう、再発防止策を確実に講じ、安全管理の徹底を図るとともに、PFOS が含まれている泡消火剤について、交換時期の期限を設け、早急に交換すること
- 一. 普天間飛行場の固定化は絶対にあってはならず、固定化阻止及び一日も早い閉鎖・返還と返還までの間の危険性の除去及び基地負担軽減を、最重要課題として目に見える形で取り組み、早期に返還期日を確定するとともに、返還までのまちづくりのための財政支援制度を創設すること
- 一. 西普天間住宅地区跡地の沖縄健康医療拠点を核とした跡地利用を着実に、スピード感を持って進めるとともに、普天間飛行場をはじめとする今後の跡地利用のモデル地区にふさわしいまちづくりを実現させるため、国における財政支援を引き続き積極的に取り組むこと
- 一. インダストリアル・コリドー南側部分は、西普天間住宅地区跡地に隣接しており、国道 58 号へのアクセス等一体的な土地利用が不可欠であり、その重要性に鑑み、同南側部分を早期に返還すること